「平成 24 年 2 月 15 日」 | 規 則 第 1 1 3 号」

改正 平成 25 年 11 月 26 日規則第 56 号 平成 27 年 1 月 14 日言語文化学部規則第 2 号 平成 27 年 1 月 14 日国際社会学部規則第 2 号 平成 31 年 3 月 12 日国際社会学部規則第 3 号 令和 4 年 11 月 16 日国際社会学部規則第 1 号 令和 4 年 11 月 16 日国際日本学部規則第 2 号

(設置)

第1条 東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部(以下「学部」という。)に、学部教授会が必要と定めるものを審議し、学部の円滑な運営を図るため、協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 副学部長
 - (3) 言語文化学部においては各学類長
 - (4) 国際社会学部においては各コース長
 - (5) 学部長が指名する学部長補佐2名以内
 - (6) その他学部長が指名する者 8名

(委員の任期)

- 第3条 前条第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (審議事項)
- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学部の教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (3) 学部に係る点検・評価に関する事項
 - (4) その他学部に関する事項
- 2 前項第3号の実施方法に関しては、別に定める。

(議長)

- 第5条 協議会は、副学部長が招集し、その議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ学部長より指名のあった学部長補佐がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 協議会は、原則として毎月1回開催するものとする。
- 2 会議の定足数、運営等は、東京外国語大学学部会議通則(平成24年規則第110号) を適用する。

(専門部会)

- 第7条 協議会に、必要に応じて専門部会又はワーキング・グループを置くことができる。 (庶務)
- 第8条 協議会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。 (細目)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条第5項に定める委員のうち4名の委員の任期は、第3条の規定に関わらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日とする。

附則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の東京外国語大学学部協議会規 程第8条については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第2条第5号の規定にかかわらず、国際日本学部においては、学部長が指名する学部 長補佐の人数を制限しない。
- 3 第2条第6号の規定にかかわらず、国際日本学部においては、その他学部長が指名する者の人数を若干名とする。
- 4 東京外国語大学学部協議会点検・評価専門部会設置要項(平成 26 年 1 月 8 日制定)は 廃止する。

附則

この規程は、令和4年11月16日から施行する。